地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項,第2項及び第4項の規定により 行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 27 年 12 月 1 日

 盛岡市監査委員
 工 藤 由 春

 同
 菊 池 秀 一

 同
 佐 藤 敬 三

 同
 八木橋 美 紀

第1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は商工観光部及び建設部である。 うち、次の部課等を実地監査の対象 として監査を実施した。

実 地 監 査 対 象 部 課 等	監 査 実 施 年 月 日
商工観光部 観光課,東京事務所	平成 27 年 10 月 1 日から同年 10 月 13 日まで
建設部 交通政策課,用地課,建築住宅課	平成 27 年 10 月 1 日から同年 10 月 13 日まで

第2 監査の範囲

平成26年度の事務の執行。

第3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては、平成 27 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領(48 盛監発第 24 号)に基づき提出された監査資料について、実地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正か

つ効率的に行われているかに主眼を置き,一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠 し,通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに,必要に応じ, その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

I 商工観光部

観光課

【指摘事項】

- 1 物品の購入に当たり、分割発注による少額随意契約の事例が見受けられたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 物品の購入に当たり、検収等の事務処理が遅延している事例などが多数見られた ので、適正な事務の執行を求める。
- 3 全額前金払いした補助事業の完了確認に当たり、精算が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 4 全額前金払いした業務委託の完了確認に当たり、完了検査が行われていない事例 が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 5 日帰り旅行に当たり、決裁権者の決裁がない事例が見られたので、適正な事務の 執行を求める。
- 6 繰越調定に当たり、調定の日付に誤りがある事例、調定をせずに収入している事 例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 業務に関する報告が期限内に行われていないもの
 - (2) 備品に関する報告及び事業報告書の提出が行われていないもの

Ⅱ 建設部

用地課

【注意事項】

- 1 備品の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 備品台帳に記載があるが、所在不明となっているもの
 - (2) 備品台帳に記載のないもの
- 2 公用車の使用に当たり、運行管理者の承認を得ずに運行している事例が見られた ので、適正な事務の執行を求める。

建築住宅課

【注意事項】

- 1 日帰り旅行に当たり、口頭のみの旅行命令を発し、日当を支給していない事例が 見られたので、必要な予算措置をした上で、適正な旅行命令を発するよう求める。
- 2 行政財産使用料の減免に当たり、減免及び減免の根拠について決裁文書に明記していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 公用車の使用に当たり、独自の様式の記録簿を使用し、かつ、運行管理者の承認 を得ずに運行している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。